



後期高齢者医療保険、国民健康保険

被保険者証、認定証の更新時期です

8月から下表に示す被保険者証等が更新になります。現在お持ちの被保険者証等は7月末日の有効期限後に破棄してください。

病院や医院で受診時は、医療機関の窓口で新しい被保険者証等を提示してください（受給者証、認定証は被保険者証とセットで一緒にご使用ください）。

今回更新される受給者証、認定証以外にも、申請によって適用を受けられる認定証があります。ご希望の方は役場の国保担当窓口まで申請ください。

8月に更新する各種被保険者証等

後期高齢者医療加入者	①後期高齢者医療被保険者証（※1）	
	対象	加入者全員
	交付	該当者に郵送
	②後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（※1）	
	対象	世帯全員が住民税非課税の方
	内容	・医療機関での窓口負担額の引き下げ（限度額の適用） ・入院した時の食事負担額の軽減
国民健康保険加入者 （70歳以上）	③国民健康保険高齢受給者証（※1）（※2）	
	対象	国保加入者全員
	交付	該当者に郵送
	④国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（※1）	
	対象	国保加入者全員が住民税非課税の世帯
	内容	・医療機関での窓口負担額の引き下げ（限度額の適用） ・入院した時の食事負担額の軽減
交付	該当者に郵送。受理後印鑑を持参のうえ役場で申請手続きをしてください。	

※1：有効期限は①平成25年7月31日、②③④同24年7月31日（③④のうち平成24年7月31日以前に75歳になる方は誕生日の前日まで）

※2：③の受給者証の「負担割合が2割（平成24年3月31日までは1割）」と記載されている方は、平成24年4月1日以降2割に変更になります。

申請によって適用が受けられる認定証（入院した場合）

国民健康保険加入者 （70歳未満）	①国民健康保険限度額適用認定証	
	対象	住民税が課税の世帯
	内容	医療機関での窓口負担額の引き下げ（限度額の適用）
	交付	申請によって交付。対象の方は手続きをしてください。
	②国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	
	対象	国保加入者全員が住民税非課税の世帯
	内容	・医療機関での窓口負担額の引き下げ（限度額の適用） ・入院した際の食事負担額の軽減
	交付	申請によって交付。対象の方は手続きをしてください。
	③国民健康保険標準負担額減額認定証	
対象	国保加入者全員が住民税非課税の世帯	
内容	入院した際の食事負担額の軽減	
交付	申請によって交付。対象の方は手続きをしてください。	

お問い合わせ 大雪地区広域連合国民健康保険対策室 ☎82-3697（内線562、563）
定住促進課住民室 ☎82-2111（内線112）